

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」
部会の設置について

平成 23 年 2 月 9 日

新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会

1. 設 置

新興市場等の信頼性回復・活性化策の具体化に向けた検討を進めるため、別紙のとおり、検討項目ごとに部会を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 部会は、市場関係者及び有識者等の委員をもって構成する。
- (2) 部会に部会長及び副部会長を置き、委員のうちから座長が選任する。
- (3) 委員が部会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 協議会の委員は、部会に出席することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、委員以外の関係者を出席させることができる。
- (6) 議事の公開その他部会の運営については、「『新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会』の運営について」に準じて行う。

3. 事務局

部会の事務局は、証券取引所及び日本公認会計士協会の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上

別 紙

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会 部会」検討項目

平成 23 年 2 月 9 日

第 1 部会

1. 上場前の企業の新興市場への上場促進

- ① グリーンシートの活用促進
- ② 一定の質が確保された上場前の企業のリスト化

2. 上場審査等の信頼性回復・負担軽減等

- ③ 有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有(第 2 部会と連携)
- ④ 引受審査等における審査の適正化・明確化等(会計監査に係る取組みを除く)

3. 上場企業に対する負担の軽減及び適切な上場管理の実施

- ⑤ 内部統制報告制度の見直し
- ⑥ 成功事例を積極的に生み出すための支援の重点化
- ⑦ リスク情報を含めた継続的な情報発信・開示の促進

4. 新興市場から他の市場等への移行等

- ⑧ 新興市場の位置づけの明確化
- ⑨ 上場廃止銘柄の受皿の整備

第 2 部会

○ 上場審査等の信頼性回復・負担軽減等

- ① 有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有(第 1 部会と連携)
- ② 引受審査等における審査の適正化・明確化等(主として会計監査に係る取組み)

(注) 各検討項目は、金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成 22 年 12 月 24 日公表)別紙で掲げられた検討項目

以 上